

文化部活動の地域移行に関する検討会議提言（令和4年8月9日手交）の概要



※公立中学校等における文化部活動を対象

文化部活動の
意義と課題

- 生徒の文化芸術等に親しむ機会を確保。自主的・主体的な参加による活動を通じ、責任感・連帯感を涵養、自主性の育成にも寄与。
- 人間関係の構築、自己肯定感の向上、問題行動の抑制。信頼感・一体感の醸成。

意義

課題

- 近年、特に持続可能性という面で厳しさを増しており、中学校生徒数の減少が加速化するなど深刻な少子化が進行。
<生徒数：昭和61年589万人→令和3年296万人に半減、出生数：令和3年84万人>
- 休日も含めた部活動の指導が求められるなど、教師にとって大きな業務負担。
<土日の部活動指導：平成18年度1時間6分→平成28年度2時間9分に倍増>
- 地域では、文化芸術団体や指導者等と学校との連携・協働が十分ではない。

目標指す

- 文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン（平成30年12月）：学校と地域が協働・融合した形での地域における文化芸術等に親しむ環境整備を進める
- 学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について（令和2年9月）：令和5年度以降、休日の部活動の段階的な地域移行を図る
- 中教審や国会等：「部活動を学校単位から地域単位の取組とする」旨指摘

改革の方向性

- まずは、休日の文化部活動から段階的に地域移行していくことを基本とする
- 目標時期：令和5年度の開始から3年後の令和7年度末を目指す
(合意形成や条件整備等のため更に時間を要する場合にも、地域の実情等に応じ可能な限り早期の実現を目指す)
- 平日の文化部活動の地域移行は、できるところから取り組むことが考えられ、地域の実情に応じた休日の地域移行の進捗状況等を検証し、更なる改革を推進
- 地域における文化芸術に親しむ機会の確保、生徒の多様なニーズに合った活動機会の充実等にも着実に取り組む
- 地域の文化芸術団体等と学校との連携・協働の推進
※改革を推進するための「選択肢」を示し、「複数の道筋」があることや、「多様な方法」があることを強く意識

休日の文化部活動の地域移行に向けた改革集中期間

進捗状況を検証し、更に改革



- ・ガイドラインの改訂
- ・地方公共団体における推進計画の策定・実施
- ・公的な支援

課題への対応

新たな文化芸術環境

- ・地域の実情に応じ、文化芸術団体等、多様な実施主体
- ・生徒の状況に適した機会を確保

文化芸術団体等、指導者

- ・先進的に取り組んでいる事例をまとめ提供
- ・必要な予算や地域に応じた多様な財源確保の検討
- ・指導者資格の取得や研修の実施の促進
- ・部活動指導員の活用、教師等の兼職兼業、人材バンク
- ・指導者の確保のための支援方策の検討

活動場所

- ・学校施設活用に係る協議会の設置、ルールの策定
- ・社会教育施設、文化施設等の活用の促進

大会

- ・大会主催者に対し、地域の文化芸術団体等の参加も認めるよう要請
- ・地域の文化芸術団体等も参加できる大会に対して支援

会費や保険

- ・困窮する家庭への費用の支援方策の検討
- ・スポーツ安全保険が、災害共済給付と同程度の補償となるよう要請

学習指導要領等

- ・部活動の課題や留意事項等について通知、学習指導要領解説の見直し、次期改訂時の見直しに向けた検討
- ・部活動等から伺える個性や意欲・能力を入試全体を通じ多面的に評価
- ・教師の採用で部活動指導の能力等を過度に評価していれば、見直す

※国立の中学校等でも、学校等の実情に応じて積極的に取り組むことが望ましい。

※公立及び国立の高等学校等については、義務教育を修了し進路選択した高校生等が自らの意思で選択している実態等があるが、各学校の実情に応じて改善に取り組むことが望ましい。

※私立学校でも、学校等の実情に応じて適切な指導体制の構築に取り組むことが望ましい。

文化部活動の地域移行に関する検討会議提言（令和4年8月9日）の概要【各論】



○地域における新たな文化芸術に親しむ環境の在り方とその構築方法等（第2章）

参 加 者	全ての希望する生徒を想定。
実 施 主 体	地域の実情に応じて、多様な実施主体、 文化芸術団体等 （地域の文化芸術団体、地域、民間の文化教室等）、 学校関係の組織・団体 （地域学校協働本部や保護者会等）も想定しながら対応。
活 動 内 容	休日等における文化芸術体験教室や、レクリエーション活動、障害の有無に関わらず誰もが参加できる活動など、 生徒の状況に適した機会を確保 。適切な活動日数や活動時間とする。
活 動 場 所	学校の音楽室・美術室等の学校施設の他、地域の 社会教育施設、文化施設等 も積極的に活用。
構築方法等	まずは休日について着実に進めた上で、 次のステップとして平日 に取り組むことを基本とする。地域の実情等に応じて平日と休日を一体として構築するなどもあり得る。 市町村において 、地域文化振興担当部署や学校の設置・管理運営を担う担当部署、地域文化芸術団体、学校等の関係者からなる 協議会を設置 し、活動の実施主体やスケジュールなどを検討し実行。<令和4年度から令和6年度の取組を例示>

[具体的課題への対応]

現 状 と 課 題	求 め ら れ る 対 応
文化芸術団体等の整備充実 ・ 指導者の質・量の確保方策 (第3章)	<ul style="list-style-type: none">・どの地域においても、受け皿となる文化芸術団体等の整備充実が必要だが、地域文化芸術団体と中学校等との連携が十分でないところが多い。・専門性や資質を有する指導者の量を確保する必要がある。・教師等の中には専門的な知識や技量、指導経験があり、地域での指導を強く希望する者もいる。 <ul style="list-style-type: none">○ 国は各地方公共団体における取組の参考となるよう、連携や支援の在り方について先進的に取り組んでいる事例をまとめ提供。○ 中学生を受け入れる文化活動等の実施に対して、現在の文化部活動の地域移行に向けた事業の充実を含む必要な予算の確保を検討。地域の実情に応じた支援体制の整備。○ 指導者資格の取得や研修の実施の促進など地域の実情に応じた次世代の指導者育成の仕組みづくりの推進。○ 部活動指導員の活用や、教師等による兼職兼業、地域の文化芸術団体などと連携しての指導者の派遣、人材バンクの設置など。指導者の確保（適切な対価の支払い等）のための国の支援方策の検討。○ 希望する教師が円滑に兼職兼業の許可を得られるよう、国は許可の対象となり得る例を周知とともに、教育委員会は兼職兼業の運用に係る考え方等を整理。
活動場所の確保方策 (第4章)	<ul style="list-style-type: none">・学校の音楽室などとともに、社会教育施設、文化施設等の活用も考えられる。・文化芸術団体等が学校施設を利用する場合、施設管理を学校が行うと負担が増大するおそれがある。 <ul style="list-style-type: none">○ 学校施設の活用を促進するため、地方公共団体や文化芸術団体等が連絡・調整するための協議会を設立し、利用ルール等の策定や、利用の割り当ての調整を行う。○ 社会教育施設や文化施設、小学校、高等学校、特別支援学校、廃校となった施設の利用の促進。

現 状 と 課 題		求 め ら れ る 対 応
大会の在り方 (第5章)	<ul style="list-style-type: none"> 全国大会の参加資格が学校単位に限定されるなど、地域の文化芸術団体等の参加は認められていない場合がある。 一部には、大会で、より上を目指そうとして練習の長時間化・過熱化、行き過ぎた指導等を招いている。 休日の大会参加の引率に負担を感じている教師もいる。大会運営の多くを教師が担っている実態がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 令和5年度以降は、国は、地域の文化芸術団体等も参加できる大会に対して、引き続き支援。地方公共団体においても支援の在り方を見直し。 地域において、自分なりのペースで文化芸術等に親しみたい生徒等の成果発表の場としてふさわしい大会を整備。 生徒の心身の負担や保護者の金銭負担が過重にならないよう、国から文化芸術団体等に対し、全国大会の在り方の見直しを要請。 大会運営は主催者である団体等の職員により担われるべきであり、国から団体等に対し、大会運営体制について適切に見直すことを要請。
会費の在り方 (第6章)	<ul style="list-style-type: none"> 地域での文化芸術に親しむ活動に支払う会費が保護者にとって大きな負担となると躊躇する恐れ。 経済的に困窮する家庭においては会費を支払うことが難しい。 	<ul style="list-style-type: none"> 学校施設の低額での貸与や送迎への配慮など地方公共団体や国からの支援、地元企業の施設の利用や楽器の寄付等の支援。 例えば、地方公共団体における困窮する家庭への文化芸術等に親しむ活動に係る費用の補助や、地元企業からの寄附等による基金の創設などの取組に関し、国による支援方策も検討。
保険の在り方 (第7章)	<ul style="list-style-type: none"> 地域移行後も安心して地域で文化活動に参加できるよう、生徒や指導者が怪我等をしても十分な補償を受けられるようにする必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 国は、地域の文化芸術団体等に対して、指導者や会員の保険加入等を促す。 スポーツ安全保険について、災害共済給付と同程度の補償となるよう、国からスポーツ安全協会に補償内容の充実を要請。
関連諸制度等 の在り方 (第8章)	<ul style="list-style-type: none"> 学校で文化部活動が運営され、教師が顧問となって指導を担うことが前提となっている関連諸制度について、地域で文化活動に参加する生徒が増えていく状況にふさわしいものに、見直していく必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 学習指導要領：部活動の課題や留意事項等について通知。次期改訂時（注：前回は平成29年に改訂）に、学校は、地域で行われる文化芸術団体等と連携・協働を深めることを規定することなどの見直しを検討。 高校入試：部活動の活動歴や大会成績のみではなく、部活動からうかがえる生徒の個性や意欲、能力について、調査書のみならず生徒による自己評価資料、面接や小論文など入試全体を通じて多面的に評価。 教師の採用：部活動指導に係る意欲や能力等について、採用選考にあたり評価したり、人事配置において過度に評価していることがあれば、適切に見直し。

※地域移行が進められている間の学校における文化部活動の見直し（第9章）

文化部活動の地域移行を段階的に進めつつも、**現在行われている学校の文化部活動についても、引き続き速やかな改革が求められる。**
 （誰もが参加しやすい活動、日数や時間、指導体制の見直し、地域文化芸術団体等との連携・協働）